技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年2月

1 現 状

(1)職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

			公 務	員			参考			
区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間	祖 平均総		額	額 A/B
				(A)	(国ベース)	の類似職種	平均年齢	(B)		A/ D
潟 上 市	50.9 歳	34 人	260,215 円	282,767 円	279,781 円	-	- 歳	- 1	9	-
うち学校給食	53.4 歳	4 人	219,025 円	225,425 円	227,555 円	調理師	44.1 歳	212,600	9	1.06
うち運転手	51.3 歳	12 人	284,517 円	319,530 円	309,145 円	自 家 用 乗 用 自動車運転手	53.2 歳	234,700	7	1.36
うち用務員	52.2 歳	13 人	266,154 円	288,586 円	289,109 円	用務員	53.9 歳	227,200	၂	1.27
うちその他	44.6 歳	5 人	219,400 円	225,282 円	226,837 円	. 1	- 歳	- 1	7	-

- ※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- ※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年~18年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2)年齡別職員数(平成19年4月1日現在)

		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
₽	☑ 分 │		~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
		未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
4	È 体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
=	= 14	0	0	1	1	0	1	2	3	6	10	10	0
	学校給食	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
	運 転 手	0	0	0	0	0	0	1	2	3	4	2	0
	用務員	0	0	0	0	0	1	1	1	1	4	5	0
	その他	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	1	0

(3)その他給与に関する事項

- ① 給料表
 - ・国の行政職給料表(二)適用(ただし、級は3級まで(国は5級))
- ② 各種手当
 - 一般職員に準ずる
- ③ 昇給基準
 - ・毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給

2 基本的な考え方

技能労務職員の給与については、国における同種の職員の給与を参考とし、また、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるようにする。

3 具体的な取組内容

① 給与について

国に準拠した取扱いとなっているため、国の給料表が改定となった場合に同様の見直しを行う。

② 諸手当について

国に準拠した取扱いとなっているため、見直しは考えていない。

③ 採用について

退職者不補充としており、現在、新規採用は行っていない。退職補充は臨時職員で対応することとし、職種により対応できない場合は、民間委託等を検討する。

④ 昇給について

新たな勤務成績評定制度を導入し、勤務成績の状況により昇給に反映させる。

4 その他

・ 職員数の削減見込み

年度	在職者数 (4/1現在)	定年退職者数			
平成19年度	34	2			
平成20年度	32	1			
平成21年度	31	5			
平成22年度	26	2			
平成23年度	24	2			
平成24年度	22	2			
平成25年度以降	20	20			